

津幡町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	津幡町				民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	35人	44.0歳	189,434円	197,390円	-	-	-
うち調理師	27人	44.8歳	184,319円	186,473円	調理師	39.5歳	252,600円
うち用務員	2人	47.6歳	208,300円	222,247円	用務員	53.9歳	227,200円
うちその他	6人	39.1歳	206,167円	238,232円	-	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成16年～18年の3か年平均)

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

職種ごとの年齢別の職員数(平成19年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	職員数	20歳	20歳	25歳	31歳	35歳	41歳	45歳	51歳	55歳	60歳
		未満	～ 24歳	～ 30歳	～ 34歳	～ 40歳	～ 44歳	～ 50歳	～ 54歳	～ 59歳	
全 体	35			5	1	5	5	13	1	5	
うち調理師	27			2		5	4	13		3	
うち用務員	2						1		1		
うちその他	6			3	1					2	

職種ごとの年齢別の職員数

ア 給料表

技能労務職給料表(国の行政職給料表(二)と同じ。)を適用している。

イ 手当

一般行政職員と同種の手当を支給している。

ウ 昇給

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じた昇給を実施している。昇給号数の

標準は4号給（57歳を超える職員は2号給）であるが、平成21年度までの間は、抑制措置として3号給（57歳を超える職員は1号給）を標準としている。

2 基本的な考え方

技能労務職のうち用務員は基本的に退職者不補充、調理師は施設の統廃合や民営化が図られるものについては退職者不補充とする。

給与面については、国、県、近隣市町の動向を注視し、適正な給与の運営に取り組んでいく。

3 具体的な取組内容

津幡町行政改革大綱に基づき、保育園の統廃合や民営化、小学校の統廃合を進め、組織のより一層の簡素化・効率化を図る。